

令和 7 年 6 月 1 6 日

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 7 年 6 月 会 議
議 案

附 議 議 案
議 案 番 号

件

名

- | | |
|-----------|--|
| 同 意 第 2 号 | 教育委員会教育長の任命について |
| 報 告 第 3 号 | 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越額の報告について |
| 報 告 第 4 号 | 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 議 案 第 1 号 | 洞爺湖町デジタル手続条例の制定について |
| 議 案 第 2 号 | 洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について |
| 議 案 第 3 号 | 洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 議 案 第 4 号 | 洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 議 案 第 5 号 | 洞爺湖町集会所条例の一部改正について |
| 議 案 第 6 号 | 工事請負契約の締結について
(洞爺湖温泉中央集会所解体工事) |
| 議 案 第 7 号 | 工事請負契約の締結について
(（仮称）あぶた保育所新築工事（建築工事）) |
| 議 案 第 8 号 | 工事請負契約の締結について
(（仮称）あぶた保育所新築工事（電気設備工事）) |
| 議 案 第 9 号 | 工事請負契約の締結について
(（仮称）あぶた保育所新築工事（機械設備工事）) |
| 議案第 1 0 号 | 工事請負契約の締結について
(高砂団地 2 号棟改修工事（建築工事）) |

- | | |
|-----------|---|
| 議案第 1 1 号 | 工事請負契約の締結について
(コスモス団地 1 号棟改修工事 (建築工事)) |
| 議案第 1 2 号 | 令和 7 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 1 号) |
| 議案第 1 3 号 | 令和 7 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 議案第 1 4 号 | 令和 7 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 議案第 1 5 号 | 令和 7 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) |

同意第2号

教育委員会教育長の任命について

洞爺湖町教育委員会教育長に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町

氏 名 波 川 賢 一

昭和 年 月 日生

令和7年6月16日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

報告第3号

令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定に基づき、令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、これを報告する。

令和7年6月16日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

令和6年度虹田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左				源内			訳
					既 特 定 財 源	入 源	未 収 入	財 入 地	特 方 債	定 債	源 の 他	
			円	円			円	円			円	一般財源
2 総務費	1 総務管理費	プレミアム地域通貨 発行事業	41,526,000	41,526,000			41,526,000					0
3 民生費	1 社会福祉費	低所得世帯支援等給 付金事業	14,025,000	11,865,000			11,865,000					0
4 衛生費	4 清掃費	花美館維持管理事業	1,138,000	1,138,000								1,138,000
9 消防費	1 消防費	西胆振行政事務組合 負担金事業 (西いふり消防指令 センター整備事業)	27,718,000	27,718,000				27,000,000				718,000
		災害対策事業	18,805,000	18,805,000			9,400,000					9,405,000
合		計	103,212,000	101,052,000	0		62,791,000	27,000,000			0	11,261,000

令和 7 年 5 月 3 0 日

洞爺湖町長 下 道 英 明

報告第4号

令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、次のとおり報告する。

令和7年6月16日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予計	上算額	支払義務額	翌年繰越額	左の財源内訳						翌年度繰越額に係る繰越を要するた るな資産の購入限 度額	説明		
							既収入 特定財源	未収入			一般財源					
								国 道 支 出 金	地 方 債	源		源				
										所 得	其 他					
1 資本的 支出	2 建設 改良費	洞爺湖町公共 下水道虹田下 水終末処理場 他の建設工事	73,260,000	円	33,160,000	円	40,100,000	円	0	円	20,300,000	円	19,800,000	円	0	資材の入手難による部 品納期の遅れと入札不 調に伴う設計条件変更 により、年度内に事業 を完了することが困難 となったため。

令和7年5月30日

洞爺湖町長 下 道 英 明

議案第 1 号

洞爺湖町デジタル手続条例の制定について

洞爺湖町デジタル手続条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 1 6 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町デジタル手続条例

(目的)

第 1 条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 1 5 1 号）第 1 3 条第 1 項の規定の趣旨にのっとり、情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和 3 年法律第 3 5 号）第 2 条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）を活用した行政の推進について、情報システムの整備その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例等 町の条例及び規則（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 2 項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 1 0 条に規定する企業管理規程を含む。）並びに地方自治法第 2 5 2 条の 1 7 の 2 第 1 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 5 5 条第 1 項の規定に基づき北海道の条例の定めるところにより町が処理することとされた事務について規定する北海道の条例及び北海道知事又は北海道教育委員会の規則をいう。

(2) 町の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 町の機関（町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及びこれらに置かれる機関をいう。以下同じ。）

イ 町の機関の職員であって法令又は条例等により独立に権限を行使すること

を認められたもの

ウ 町が指定した指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）

- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき町の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき町の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき町の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき町の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（情報システムの整備等）

第3条 町の機関等は、第1条に規定する目的のため情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 町の機関等は、前項の措置を講ずるに当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。
- 3 町の機関等は、第1項の措置を講ずるに当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する町の機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第4条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（町

の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける町の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該町の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第9条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において納付書をもってすることその他の使用料及び手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料及び手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

- 第5条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理

組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第6条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第7条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第8条 次に掲げる手続等については、第4条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

(2) 手続等のうち、当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

第9条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、町の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第10条 町長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる町の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 1 6 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例（平成 1 8 年洞爺湖町条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 8 年 4 月 2 2 日における給料月額の特例措置）

2 0 令和 8 年 4 月 2 2 日に限り、町長の給料月額については、第 3 条第 1 項第 1 号及び附則第 1 9 項の規定にかかわらず、4 0 3, 5 0 0 円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について

洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 36 号）の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 16 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

別表第 1 を次のように改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300

定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以外 の職 員	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
	86	256,000	297,100	346,000				
	87	256,300	297,400	346,400				
	88	256,600	297,700	346,800				

	89	256,900	298,000	347,000				
	90	257,200	298,300	347,400				
	91	257,500	298,600	347,800				
	92	257,800	299,000	348,200				
	93	258,100	299,200	348,400				
	94		299,400	348,800				
	95		299,700	349,200				
	96		300,100	349,500				
	97		300,300	349,800				
	98		300,600	350,200				
	99		301,000	350,600				
	100		301,400	351,000				
	101		301,600	351,500				
	102		301,900	351,900				
	103		302,200	352,300				
	104		302,500	352,700				
	105		302,700	353,200				
	106		303,000	353,600				
	107		303,300	353,900				
	108		303,600	354,200				
	109		303,800	354,700				
	110		304,200					
	111		304,600					
	112		304,900					
	113		305,100					
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

議案第4号

洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月16日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第15条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第15条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を

知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第19条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

洞爺湖町集会所条例の一部改正について

洞爺湖町集会所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 1 6 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町集会所条例の一部を改正する条例

洞爺湖町集会所条例（平成 1 8 年洞爺湖町条例第 8 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表の洞爺湖温泉中央集会所の項を削り、同表の清水集会所の項中「清水 6 0 番地 3」を「清水 5 3 番地 6 清水団地内」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

議案第6号

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第39号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月16日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 洞爺湖温泉中央集会所解体工事 |
| 2 工 事 場 所 | 虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉132番地1 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 金91,938,000円 |
| 5 契約の相手方 | 虻田郡洞爺湖町高砂町166番地
道南重建工業株式会社
代表取締役 澁 木 勉 |

議案第7号

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第39号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月16日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

- 1 工 事 名 （仮称）あぶた保育所新築工事（建築工事）
- 2 工 事 場 所 虻田郡洞爺湖町栄町63番地1の内
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 金382,800,000円
- 5 契約の相手方 伊達市松ヶ枝町65番地8
 須藤・高清水特定建設工事共同企業体
 代表者 須藤建設株式会社
 代表取締役 須 藤 正 之
 構成員 高清水建設株式会社
 代表取締役 中 元 巧

議案第8号

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第39号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月16日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

- 1 工 事 名 （仮称）あぶた保育所新築工事（電気設備工事）
- 2 工 事 場 所 虻田郡洞爺湖町栄町63番地1の内
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 金129,250,000円
- 5 契約の相手方 虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉124番地
阿部電気工事株式会社
代表取締役 阿 部 博 之

議案第9号

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第39号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月16日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

- 1 工 事 名 （仮称）あぶた保育所新築工事（機械設備工事）
- 2 工 事 場 所 虻田郡洞爺湖町栄町63番地1の内
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 金133,100,000円
- 5 契約の相手方 虻田郡洞爺湖町入江224番地28
 ゴウダ・齊藤特定建設工事共同企業体
 代表者 株式会社ゴウダ虻田支店
 取締役支店長 石 本 正 樹
 構成員 有限会社齊藤設備工業
 代表取締役 齊 藤 晶 隆

議案第10号

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第39号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月16日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

- 1 工 事 名 高砂団地2号棟改修工事（建築工事）
- 2 工 事 場 所 虻田郡洞爺湖町高砂町37番地1
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 金129,965,000円
- 5 契約の相手方 室蘭市東町3丁目21番1号
藤川・宮藤経常建設共同企業体
 代表者 藤川建設株式会社
 代表取締役社長 藤 川 康 司
 構成員 有限会社宮藤建設
 代表取締役 斉 藤 桂 祐

議案第11号

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第39号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月16日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

- 1 工 事 名 コスモス団地1号棟改修工事（建築工事）
- 2 工 事 場 所 虻田郡洞爺湖町高砂町109番地1
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 金84,700,000円
- 5 契約の相手方 虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉78番地
 リフォーム成田・加藤経常建設共同企業体
 代表者 リフォーム成田株式会社
 代表取締役 三 橋 憲 二
 構成員 加藤建設株式会社
 代表取締役 加 藤 恵 蔵

議案第12号

令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第1号）

令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160,096千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,454,096千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年6月16日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15. 国 庫 支 出 金		727,275	52,469	779,744
	2. 国 庫 補 助 金	386,210	52,469	438,679
16. 道 支 出 金		334,306	3,061	337,367
	2. 道 補 助 金	111,968	2,250	114,218
	3. 委 託 金	20,117	811	20,928
18. 寄 附 金		292,149	1,000	293,149
	1. 寄 附 金	292,149	1,000	293,149
19. 繰 入 金		300,690	△ 108,000	192,690
	1. 繰 入 金	300,690	△ 108,000	192,690
20. 繰 越 金		20,000	207,666	227,666
	1. 繰 越 金	20,000	207,666	227,666
22. 町 債		1,082,300	3,900	1,086,200
	1. 町 債	1,082,300	3,900	1,086,200
歳 入 合 計		8,294,000	160,096	8,454,096

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		59,064	6,990	66,054
	1. 議 会 費	59,064	6,990	66,054
2. 総 務 費		935,655	101,248	1,036,903
	1. 総 務 管 理 費	881,938	99,715	981,653
	3. 戸籍住民基本台帳費	27,024	722	27,746
	5. 統 計 調 査 費	7,312	811	8,123
3. 民 生 費		2,134,975	32,304	2,167,279
	1. 社 会 福 祉 費	1,215,148	32,304	1,247,452
4. 衛 生 費		481,967	1,673	483,640
	1. 保 健 衛 生 費	177,557	329	177,886
	4. 清 掃 費	232,391	1,344	233,735
6. 農 林 水 産 業 費		222,535	5,220	227,755
	1. 農 業 費	136,552	2,250	138,802
	3. 水 産 業 費	77,492	2,970	80,462
7. 商 工 費		240,800	949	241,749
	2. 観 光 費	186,677	949	187,626
8. 土 木 費		954,702	1,936	956,638
	2. 道 路 橋 梁 費	311,165	1,936	313,101
10. 教 育 費		625,697	669	626,366
	4. 社 会 教 育 費	84,219	669	84,888
13. 予 備 費		20,000	9,107	29,107
	1. 予 備 費	20,000	9,107	29,107
歳 出 合 計		8,294,000	160,096	8,454,096

第2表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の 目 的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
役場本庁 舎長寿命 化 事 業	29,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 資金につ いて、利率 見直しを 行った後 において は、当該見 直し後の 利率)	政府資金又 はその他資 金とし、そ の融資条件 による。 ただし、町 財政の都合 により措置 期間及び償 還期限を短 縮し、もし くは繰上償 還又は低利 に借換える ことができ る。	33,200	同左	同左	同左

議案第13号

令和7年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,267千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,203,967千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月16日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

-32-

議案第14号

令和7年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61,797千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,363,297千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月16日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 国 庫 支 出 金		317,879	4,173	322,052
	2. 国 庫 補 助 金	111,269	4,173	115,442
3. 道 支 出 金		195,450	2,037	197,487
	2. 道 補 助 金	9,459	2,037	11,496
6. 繰 入 金		236,501	4,205	240,706
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	213,501	4,205	217,706
7. 繰 越 金		1	51,382	51,383
	1. 繰 越 金	1	51,382	51,383
歳 入 合 計		1,301,500	61,797	1,363,297

(単位：千円)

-35-

議案第15号

令和7年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和7年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,129千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ208,439千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月16日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

-38-